

ダーバンレビュー会議

参加記録

反差別国際運動（IMADR）



2009年4月18日～4月24日
ジュネーブ

作成：反差別国際運動（IMADR）

はじめに

2009年4月20日から24日まで、スイス、ジュネーブの国連欧州本部で「ダーバンレビュー会議」(DRC)が開催されました。これは、2001年の反人種主義世界会議(南アフリカ・ダーバン)で採択された「ダーバン宣言と行動計画」の実施状況を見直して評価するため、国連を中心に世界の政府が集まって議論をすることを目的としていました。そこには世界各地で人種主義と取り組んでいる多数のNGOも公式に参加しました。

20日からのレビュー会議に先立ち、市民社会フォーラムが3日間開かれ、世界のNGOが討論会や集会を組織し、レビュー会議のプレイベントとしました。レビュー会議の開催中も、NGOや国連によるサイドイベントが同時並行で多数開催されました。

早い時期から準備過程に関与してきたIMADRは、4月はじめよりスタッフを派遣し、会議の動向を注視してきました。そして会議日程が始まれば、理事長はじめ理事および職員を派遣し、特に「職業と世系に基づく差別」の問題がレビュー会議で正式にとりあげられることを目指してさまざまな活動に関わりました。

この冊子はレビュー会議とその関連イベントについて、IMADRが直接参加した範囲内で報告するものです。前述のように、冊子の内容は「職業と世系に基づく差別」の問題が中心になっていますが、言うまでもなく、このレビュー会議はアフリカ系・アジア系のディアスポラの問題、イスラエル・パレスチナ問題、移民・移住労働者をはじめとした外国人嫌悪の問題など、世界が解決すべき人種主義の問題を広範囲に取りあげました。

目次

- ➡ DRC活動日誌
- ➡ 「職業と世系に基づく差別」のアジアNGO作業部会の報告と宣言・勧告
- ➡ 写真でみるNGOの取り組み
- ➡ IMADR公式声明(DRCに提出)
- ➡ サイドイベント「ダーバンからジュネーブへ：アジアの見失われてきた問題」
- ➡ IMADR サイドイベント「差別と排除に立ち向かうコミュニティ」
- ➡ 人権高等弁務官事務所との「職業と世系に基づく差別」に関する非公式会合
- ➡ ダーバンレビュー会議全体会におけるIMADRの意見表明
- ➡ ダーバンレビュー会議 成果文書 (会議で公式に採択された最終文書の仮訳)

IMADRが参加したダーバンレビュー会議イベント

2009年4月17日

アジアNGOコーカス会議（国連NGO資料センター）
市民社会フォーラム開会式

4月18日

市民社会フォーラム：全体会と分科会「移民、難民、庇護希望者、人身売買被害者に対する差別」
市民社会フォーラム・アジアNGOによる集会とデモ <写真あり>

4月19日

市民社会フォーラム：「職業と世系に基づく差別」に関する作業部会 詳細は別紙「報告」 <写真あり>
市民社会フォーラム閉会式

IMADRが参加したダーバンレビュー会議

4月20-24日

毎朝NGOブリーフィング（国連人権高等弁務官事務所によるNGO向け会議の説明会）
アジアNGOコーカスによる評価と戦略のための会議（毎夕）

4月20-24日

ダーバンレビュー会議 本会議（参加国数 182、参加登録NGO 417）

4月21日

IMADR, ルーテル世界連盟（LWF）, IDSN による国連記者クラブ記者会見 <写真あり>
NGO サイドイベント「アジアの見失われてきた問題」 別紙「報告」

この日、ダーバンレビュー会議成果文書がNGOに予告なく採択される

NGO サイドイベント「南アジアにおける社会的排除：挑戦と対応」 <写真あり>
NCDHR（インド）、パックスロマーナ、HDO（スリランカ）、FEDO、JUP（ネパール）共催

4月22日

IMADR サイドイベント「差別と排除に立ち向かうコミュニティ」 <写真あり>
ルーテル世界連盟（LWF）共催 詳細は別紙「報告」
人権高等弁務官事務所との非公式会合（「職業と世系に基づく差別」に関して）詳細は別紙「報告」

4月23日

現代的形態の奴隷制に関する特別報告者とアジアNGOとの会合

4月24日

ダーバンレビュー会議全体会議でIMADRの意見表明（3分間） 別紙参照

IMADR 参加者： <理事> ニマルカ・フェルナンド、ブルナド・ファティマ、友永健三
<職員> 小森恵、ミカエラ・トルド
<インターン> 白根大輔、バーバラ・ピゲッ、デニス・ウガア（順不同）

「職業と世系に基づく差別」に関する作業部会

報告（要約）

2009年4月19日

ダーバンレビュー会議に先立ち、市民社会フォーラムの期間、アジアを中心とした NGO が集まり、「職業と世系に基づく差別」に関して問題を共有し、その撤廃に向けて独自の宣言と勧告を作成しました。アジアの被差別コミュニティから出た発言内容の概要とともに報告します。

インドにおけるダリット女性

ブルナド・ファティマ、IMADR 理事・SRED（農村教育開発協会）代表

インドにおいて、ダリット女性は政府のサービスから排除されてきた。経済的資源へのアクセスはないし、アフーマティブアクションの対象からもはずされてきた。教育の機会はない。性的差別が続く。ダリット女性への暴力も激しい。ダリット女性の社会的、経済的権利は認められていない。出産時もダリット女性は病院に受け入れられない。今直面している主要な問題は：仕事がない、土地を追われている、そして出稼ぎに行かざるを得ない。ダリット女性を地方議会に送り込むことができても、意見を聞くばかりで、表明の機会がない。ダリット女性の声を国際的なレベルに届けなくてはならない。国内では適切な措置はとられていない。「カーストに基づく差別」撤廃が DRC の成果文書に含まれるようにしなくてはならない。

ヴィマル・ソラット、NCDHR（ダリット人権のための全国運動）創設者

インドのダリット女性の人口は 1,800 万人である。そのうち、85%が農業に従事しているが、土地をもたずに貧しい生活を強いられている。ダリット女性や子どものうち、文字の読み書きができない人は 69～90%いる。リザベーションシステムがあるが、メカニズムが欠如しているため有効に機能していない。特に意思決定にはダリット女性は参画できない。ダリット差別に加え、階級差別とジェンダー差別が複合的に絡んでいる。男性支配の社会はダリット女性を“物”としか見ていない。ダリット女性として権利を主張しても否定される。たとえ議員になっても議会では席さえ与えられない。カースト制度と家父長制がこうした背景を支えている。ダリットに対する人権侵害は深刻で、屈辱的である。差別事象は頻発している。グローバル化による経済的影響は大きい。女性たちは職のスキルを身につけていないため、花栽培などのアグリビジネスで安い労働欲としてつかられる。国内、地域および国連レベルで問題を明らかにしなくてはならない。ローカルなレベルでの闘いは続くが、道は長い。

マレーシアにおけるカーストに基づく差別

V.A.マニバンナン、マレーシア・ダリットネットワーク事務局長

多民族国家のマレーシアではカースト差別について大きな声で議論できない。ダリットの大半は高位カーストが経営する農園の労働者である。政治の世界においてもインド系住民を代表しているのは高位カーストであり、インド系のコミュニティの間ではカースト制度が機能している。多くのダリットは市民権を有していない。ビジネスの世界においてもインドとの貿易などで高位カーストが支配をしている。

ネパールにおけるカースト差別

ラム・ラム・ビシュウォカルマ、ネパールダリット委員会議長

ネパールも他の南アジアと同じ問題を抱えている。人民戦争のあと2年にわたる和平交渉が行なわれた。私は10年間地下に潜伏した後、和平プロセスで表に出てきて、現在はネパール政府が作ったダリット委員会の議長を務めている。ネパールにおける“不可触性・カースト差別”は深刻である。公式数字によれば人口の13%がダリットであるが、ダリットコミュニティが出した数字では20%になっている。ダリットは政治、社会、経済部門から排除されてきた。土地をもたない・公務員が少ない・民間でも職についている人は少ない、こうした特徴がある。人民戦争の間に1,100人のダリットが犠牲になった。新憲法には、ダリットの権利や平等を保障する条文が多く盛り込まれているが、実施が問題である。国内法はまだ整備されていず、古いままである。現在、政府と市民社会は協力して新憲法の内容を真に実権するよう努力している。アジアの他の組織と協力して、DRCの成果文書にダリット差別が盛り込まれるようにしなくてはならない。この問題を政治レベルにもっていくことが重要である。

スリランカの農園労働者

S,ヴィジャヤダルシニ、HDO（人間開発組織）

スリランカでは紅茶やゴムの農園コミュニティにダリットが集住している。180年前、南アジアから農園で働かせるために英国人により連れてこられた。この構図は英国が作ったスリランカの社会構造の中に今も生きている。住居をはじめ、諸問題が未解決のままとなっている。農園の敷地内に居住する彼・彼女たちには住宅の権利や土地の権利が否定されてきた。この点はDRCの成果文書に盛り込まれるべきだ。大半はインドのダリット出身者であるが、カーストについては公けに語られない。しかしカーストにまつわる慣行はずっと続いている。カーストに基づく抑圧がある。農園労働者の賃金は経営者と労働組合の間の団体交渉で決定されている。決着すれば2年間有効となる。都市部で住むダリットは公衆トイレや道路の清掃などに従事している。住居の保障はなく、劣悪な条件下で生活をしており、社会的な差別を受けている。

農園労働者の間では180年続く市民権の問題がある。2003年修正法案が可決され、彼らの市民権が認められた。しかし、実施するにはそれを処理する公務員の教育が必要であり、容易ではない。市民権がなかった農園労働者たちは政治的にも排除されてきた。児童労働の問題もある。農園や富裕層の家でダリットの子どもたちが働いていて、搾取されている。内戦のもと、タミール人口を抑制するために農園女性たちに強制的に避妊が課せられた。

* * * * *



左から司会のニマルカ、スリランカのガイジャダルシニ、シバ、インドのソラット

報告するSREDのブルナド・ファティマ

左手前はマレーシアのマニバンナ、右端はネパールのビシュョカルマ

これら報告を受けたあと、作業部会は「職業と世系に基づく差別」に関する宣言と勧告の草案作りを開始し、議論のあと次ページのように「宣言」と「勧告」を採択した。

「職業と世系に基づく差別」に関する宣言と勧告

私たち、2009年4月19日ジュネーブにおける市民社会フォーラムで開催された、「職業と世系に基づく差別」に関する作業部会に集まった非政府組織（NGO）、運動体あるいは市民社会組織の代表と、オブザーバー参加のネパール政府の国内ダリット委員会メンバーは、ここに以下のとおり宣言する：

1. すべて人は生まれながらに自由であり、その尊厳と権利において平等であり、それぞれの社会の発展と福利に建設的に貢献する力をもっていることを確認し、
2. カーストに基づく差別を含む職業と世系に基づく差別は国際人権法により禁止され、とりわけあらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約（ICERD）により宣言されている差別の一形態であることを認識し、
3. ダーバン宣言と行動計画 2001(DDPA)は人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容に対する政府の闘いの重要なマイルストーンであることに賛意を表しながらも、DDPA および草案中のダーバンレビュー会議 2009（DRC）成果文書はともに職業と世系に基づく差別に関して明白な言及をおこなっていないことを非難し、
4. カーストに基づく差別を含む職業と世系に基づく差別は、歴史的に固定化され、宗教や本質的に家父長制の要素をもつ文化により是認されてきた思想的概念であり、アジア・太平洋地域およびアフリカと中東の一部、ならびにディアスポラのコミュニティにおける2億6千万の人びとに、個人的、社会的、経済的、政治的および構造的レベルで影響を及ぼしていることを認識し、
5. 職業と世系に基づく差別は、南および南東アジアのダリットコミュニティ、日本の部落民、イエメンのアルアクダム人、ナイジェリアのオスやオルの人びと、セネガルのグリオット、そしてディアスポラを含むその他コミュニティの人びとを差別し汚名を着せ、甚だしい人権侵害と正義・尊厳の否定を招き、これらコミュニティの女性と子どもたちを複合的な形態の差別と暴力にさらしていることを確認し、
6. カーストに基づく差別を含み職業と世系に基づく差別を受けている人びとの個人および集団のアイデンティティ、尊厳そして自尊心が、文化的伝統や宗教的慣行によって何世代にもわたり大規模に破壊されてきたことを非難し、
7. 職業と世系に基づく差別を受けているコミュニティの女性たちが複合的な形態の差別と暴力に直面していることを認識し、
8. 日本の部落民に対する職業と世系に基づく差別は400年以上も存在し、今日も、インターネット上での差別的宣伝や扇動などの新しい差別の発現などにより、300万人以上の人びとが結婚、就職および教育の関係において差別を受けていることを非難し、
9. “不可触性”の慣行と“隠されたアパルトヘイト”制度は南および南東アジアにおけるカースト差別の最も陰湿な発現であり、ダリットの人びとの市民的地位や、その国の市民ならば権利として通常は利用できる公共サービス、住宅、教育、保健、土地、雇用、政治的参加、社会サービスおよびその他の資源へのアクセスを含み、経済的、政治的、社会的、文化的および宗教的権利の享有を彼・彼女たちから否定する区別、排除そして規制になっていることを非難し、
10. ダリットの人びとが個別にあるいは集団で権利を主張するために取る行動あるいは企てには、住居や家財や収穫物の焼き討ちや打ち壊し、社会的ボイコット、ダリット女性の集団強姦や全裸のパレードなどの性暴力、支配カースト、法執行職員や官僚による私刑や殺人などの暴力が待ち受けており、そうした事態において、関係する国家あるいは非国家の主体者は加害者と共謀し、処罰を受けずに免れていることに深い懸念を抱き、
11. 乾燥トイレの人糞の手による処理という非人間的で不快極まりない仕事に南アジアの主にダリ

ット女性が現在も従事し続けていて、彼女たちの尊厳と自尊心と人権は甚だしく侵害されており、それは雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（ILO 第 111 号）を侵害する不可触性と職業と世系に基づく差別の明確な事実であることを非難し、

- 1 2 . ネパールのハリヤ、ハルワ、チャルワ制度や、南アジアの一部のダリットコミュニティにおける強制売春など、あらゆる形態の債務奴隷や強制労働は法により禁止され廃止されるべきであることを勧告し、
- 1 3 . 職業と世系に基づく差別を受けている人びとの権利を守る立法措置や是正措置政策を制定する政府の努力を褒めつつ、この形態の差別を根絶する国内行動計画の策定と実施を含み、憲法上の安全措置や法律が実施されていないことを遺憾に思い、
- 1 4 . カースト差別を含む職業と世系に基づく差別を受けているコミュニティの脆弱性は、法制度や法執行機関によりさらに強められ、彼・彼女たちの権利が守られず、差別や排除がさらに永続化され、時には国の職員が法律違反者になっていることを非難する。

勸告

“世系”に基づく差別には、カーストや類似した身分制度などの社会階層に基づいて形成されているコミュニティに対する差別が含まれ、それが人権の否定や人権の平等な享有を阻んでいることを再確認し、この形態の差別を人種差別撤廃条約の侵害であると強く非難した人種差別撤廃委員会（CERD）一般的勧告 29 号を考慮し、

旧人権保護促進小委員会が任命した職業と世系に基づく差別に関する特別報告者の横田洋三さんと鄭鎮星さんによる最終報告書を、カーストに基づく差別を含む「職業と世系に基づく差別」の効果的防止と撤廃のための原則と指針を設定する取り組みの重要な成果として考慮し、

文末に署名する団体・個人は、ダーバンレビュー会議に対して以下の勧告を提出する：

- 1 . 職業と世系に基づく差別は、現行のダーバン宣言と行動計画(DDPA)において、人種差別の現代的発現の一表現形態であると認識されるべきである。
- 2 . “不可触性”の品位を貶める慣行を含みこの形態の差別を受けている人びとは、永続的で執拗な形態の差別およびそれに基づく侵害を受けてきたことを明確に確認するべきである。
- 3 . レビュー会議は、人種差別撤廃委員会による条約第 1 条(1)の“世系”の解釈を確認した同委員会一般的勧告 29 号に言及すべきであり、当該国における政府政策の策定の基本としてこの枠組みを勧告するべきである。
- 4 . レビュー会議はこの種類の差別の原因と結果に取り組むべきであり、カースト制度が最も根深い国々において政治的意思が引き続き欠如していることを遺憾に思うべきである。
- 5 . すべての加盟国は DDPA を実施するために国内行動計画を策定し、その実施は権利保持者を巻き込んだ特別のモニター機構により保障され、説明責任と透明性を確保されるべきである。
- 6 . ダーバンレビュー会議は旧小委員会が職業と世系に基づく差別に関して遂行した仕事、とりわけこの形態の差別の効果的撤廃のための原則と指針案に対するフォローアップを勧告し、この枠組みの活用を促進するべきである。
- 7 . ダリット女性と子どもたちに対する差別は複合差別の範疇に入ると見なして、矯正のための措置が当該国のあらゆるレベルでとられるべきである。
- 8 . すべての当該国におけるカーストあるいは世系に基づく差別を受けている人口に関して、内訳を示すデータが公表され、なおかつ定期的に更新されるべきである。
- 9 . すべての国連機関およびその他の国際機関は、この形態の差別が普及しているために、差別と排除

の特徴を特に重視しつつ、社会的平等と教育の問題に適切な注意を集中させるべきである。

10. カースト差別を含む職業と世系に基づく差別の根絶を目指した政策と計画の実施について国家に責任をもたせるよう、国連会議における NGO のさらなる参加を保障するよう努力するべきである。

同時に、関係政府は国内レベルにおいて：

11. 職業と世系に基づく差別を根絶させる法律が存在しない国では、そうした法律を制定させるべきである。
12. 職業と世系に基づく差別あるいはカースト差別を禁止する法律がすでに存在する国においては、そうした法律の実施を保証するためにロードマップを作るなどして、透明で効果的なモニターメカニズムが設置されるよう即時行動をとるべきである。これには、そうした法律および差別の禁止に関して法執行職員に向けた人権研修を含むべきである。
13. あらゆるレベルで加害者を効果的に訴追できるよう、カーストや職業と世系が理由で周縁に追いやられたコミュニティのメンバー、とりわけ女性たちに対する暴力と虐待に関する法律を施行させるべきである。
14. これらコミュニティのメンバーは、最低賃金の規定や児童労働、債務奴隷、手作業による糞尿処理を禁止する法律の実施を含み、労働搾取から法的に保護されるよう保障すべきである。
15. これら周縁に追いやられたコミュニティに土地へのアクセスや土地の管理を保障するような土地改革に関する法律を実施するべきである。
16. 教育、行政サービス、科学研究所、裁判所、当該国で操業している多国籍企業を含む民間セクターを含み高い公務員のポストへのアクセスを強化し、これらコミュニティのメンバーが法執行機関などに関わることを強化するような是正措置の政策を策定するべきである。
17. これらコミュニティの社会経済発展のための教育プログラムをはじめとしたプログラムに適切な資金を割り当てるべきである。
18. CERD 一般的勧告 29 号、横田および鄭特別報告者が提出した職業と世系に基づく差別の防止に関する原則と指針、ならびに関係締約国の定期報告の審査において世系に基づく差別に関して行なわれた CERD の最終見解を実施するべきである。
19. 職業と世系に基づく差別を受けているコミュニティに対する態度を肯定的に変えるため、NGO やその他の市民社会組織の積極的な支援を得て、大規模な意識高揚と教育の取り組みを実施し、それに対して必要な国の予算を拠出するべきである。

2009年4月19日

スイス、ジュネーブ

アジアダリット権利運動 (ADRM)、インド
バングラデシュダリットおよび疎外者権利運動 (BDERM)
ダリット NGO 連盟 (DNF)、ネパール
人間開発機構 (HDO)、スリランカ
国際ダリット連帯ネットワーク (IDSN)
反差別国際運動 (IMADR)
ジャガラム・メディアセンター、ネパール

アジア NGO のデモと集会



パレスチナ、スリランカ
ダリットの問題をアピール



カースト差別撤廃を訴えて繁華街を練り歩く



ダリットへの暴力は絶えない



インドでは今でも手作業の人糞処理
がダリットの仕事となっている
2010 年中の全廃を求めて
キャンペーンを展開中



人糞処理に使われているかご 全廃を訴えてかごが燃やされた

燃えるかご！なくなれカースト差別！



国連記者クラブで記者会見
中央は LWF のピーターさん、右は IMADR のファティマさん



「カースト差別」をテーマにした市民集会
左から 2 番目はドウドウ・ディエンさん



国連主催のサイドイベント
「人種差別の被害者の語る会」
中央の白いスーツはピライ人権高等弁務官



よく働く IMADR の
ジュネーブインターン



反差別国際運動 (IMADR)

〒106-0032 東京都港区六本木 3-5-11

Tel: 03-3586-7447 Fax: 03-3586-7462

Email: imadris@imadr.org Website: www.imadr.org

2009年4月21日

ダーバンレビュー会議についての声明

反差別国際運動 (IMADR) は、国連ダーバンレビュー会議 (DRC) は人種主義と人種差別および関連する不寛容に対する国際社会の闘いにおける重要な節目であると考えている。成果文書を起草する過程において様々な限界があったが、提案された成果文書は人種主義と人種差別と闘う上で非常に重要な点を少なくともいくつかはあげている。

ダーバン宣言と行動計画 (DDPA) の実施は国内レベルを中心にあらゆるレベルで重要であると考えてきた IMADR は、人種主義をなくすために DDPA を強化する策を盛り込んだ国連人権高等弁務官の具体的な提案 (2009年3月) を歓迎する。同時に IMADR は、いくつかの国が政治的な理由でダーバンレビュー会議への参加を準備段階から取りやめたことに深い懸念を表明する。そのような立場をとることは遺憾であるとともに、マイノリティ、先住民族、シンティ・ロマ、アフリカ系やアジア系の子孫、移民、そして女性と子どもをはじめとした人身売買の犠牲者の権利を歴史的に守ってこなかった国家の一部に責任が欠如していることを示している。

IMADR はまた、成果文書 (案) は“テロとの闘い”や最近の世界金融危機などが起きたダーバン会議以降の時代における重大な問題を無視していることに失望を抱いている。IMADR は、これら最近の大きな変化は人権侵害を招き、マイノリティや先住民族に属する人びとなど、最も脆弱な集団が平和に暮らす権利を奪い、人種主義、人種差別および外国人嫌悪との闘いを妨害してきたという事実を指摘したい。

IMADR はまた、成果文書 (案) はユダヤ人とイスラム世界を巻き込んだ人種主義の重大な問題を明確に指摘していないことに懸念をもって認識している。IMADR は国際社会に対し、特にユダヤ人とパレスチナ人双方の平和に暮らす権利が侵害されている中東などにおける反ユダヤ主義およびイスラム嫌悪との闘いに、その関心と努力を向けるよう強く求める。

IMADR は、2億6千万もの人びとに対する「職業と世系」に基づく差別の重要な問題にダーバン会議およびダーバンレビュー会議がはっきりと言及しなかった事実を遺憾に思う。この差別に関する言及は不信任感を抱かせる政治的な手続きにより、ダーバン宣言と行動計画の文書から削除された。南アジア、東アジアだけではなくアフリカの膨大な数の人びとに影響を及ぼしてきた職業と世系に基づく差別は、人種差別撤廃条約において重大な侵害であると正式に認められているほか、旧人権委員会からは特別の注意が向けられ、この差別に関する報告書および効果的な撤廃のための原則と指針を作成する2人の特別報告者が任命された。このような状況により、IMADR はダーバンレビュー会議に特別報告者の報告書

を真摯に検討するよう強く求める。

上記を鑑みて、IMADR は、ダーバン宣言と行動計画およびダーバンレビュー会議の成果文書は、長年差別と排除の被害とされてきたマイノリティ集団、先住民族、スィンティ・ロマ、アフリカ系およびアジア系の子孫、(法的地位に関係なく) すべての移住者および女性と子どもなどの人身売買の被害者すべてにむけて実施させる必要があることを強調する。

したがって、IMADR は国家にダーバン宣言と行動計画およびダーバンレビュー会議の成果文書に盛り込まれた内容を実施するよう促すとともに、国際社会にこれら文書の実施をモニターする効果的なフォローアップのメカニズムを設置するよう促す。ダーバンフォローアップを強化するためには、既存の国際人権メカニズム、とりわけ、1) 現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容に関する特別報告者、2) 人種差別撤廃委員会、そして、3) 普遍的定期審査 (UPR) などの既存の国際人権メカニズムを最大限活用することが重要である。

IMADR はまた、被差別コミュニティや被差別集団が、国際人権基準と人権保護メカニズムの意思決定、発展および実施のあらゆるレベルに参加することは、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容を効果的に防止して撤廃するためには最も重要であると確信していることに再び言及する。この観点より、私たちは、一部の NGO の認定に関して国連が 14 日ルールを使って参加を認めなかったことに不快感を抱いている。特に、IMADR のメンバー組織の 1 つであるインドの農村教育開発協会 (SRED) がこのルールによって参加を認められなかったことを非常に残念に思う。

IMADR は、あらゆる形態の差別と人種主義の完全撤廃のためにあらゆる努力を払うことを誓うとともに、この目的達成のためにすべての関係者と積極的に協力して努力を続ける。

理事長 ニマルカ・フェルナンド
副理事長 武者小路公秀
事務局長 原由利子

(原文：英語、翻訳：IMADR 事務局)

ダーバンからジュネーブへ：アジアの見失われてきた問題

2009年4月21日(火) 11:00-13:00

主催：フォーラムアジア/ディグニティ・インターナショナル

趣旨：このサイドイベントは、人種主義や人種差別により様々な影響を受けているアジアのコミュニティの声を届けるために開かれた。ダーバン宣言と行動計画およびダーバンレビュー会議を共通の背景として、異なるコミュニティが意見交流をする場でもある。このフォーラムでは、アジアにおける人種主義と人種差別の問題に世界の注意を喚起し、影響を受けている集団や被害者の声にスポットライトをあて、2001年のダーバン会議から2009年のダーバンレビュー会議までの変化について議論する。

パネリスト： ニマルカ・フェルナンド、反差別国際運動 (IMADR)
ヴィジャイ・パルマ、インド・ダリット人権全国キャンペーン (NCDHR)
ベルニス・アキノ・シー、フォーラム・アジア (FORUM-ASIA)
アンワル・アルカニ、カナダ・ロヒンジャコミュニティ
キュンソク・リー、韓国移住者共同委員会 (JCMK)
グワン・チョペル、代表されない民族・人民組織 (UNPO)

司会進行： ジェラルド・ジョセフ、ディグニティ・インターナショナル

発言 (一部、要旨のみ)

1. ヴィジャイ・パルマ

2001年のダーバン会議で「職業と世系に基づく差別」の問題は国際レベルで明らかにされたが、会議の公式文書には含まれなかった。現在、地球上にはこの差別を受けている人びとは2億6千万人いる。ダーバンレビュー会議はこの形態の差別に取り組むべきであり、それを目指して2001年から8年間運動をしてきた。厳しい差別の現実にもかかわらず、ダーバンレビュー会議はこの問題を公式に認めていない。3000年の差別の歴史を会議は無視できないはずだ。

2. ニマルカ・フェルナンド

スリランカの家形成には多文化やマイノリティの視点が欠落していた。今、国内の緊張はさらに高まっている。内戦地帯に住む人びとの悪夢は今も続き、人権活動家は“反乱者”のレッテルを貼られ、命の危険を冒して活動している。

3. アンワル・アルカニ

1982年にビルマ政府が人種主義的な法律である市民権法を制定し、ビルマとバングラデシュ国境沿いに住むロヒンギャはビルマ国籍を奪われ無国籍となった。昔より、肌の浅黒いロヒンギャはビルマ人ではないとして、バンガリ (外国人の意味) と侮蔑的な呼ばれ方をし、人種差別を受けてきた。学校でもロヒンギャの子どもたちは差別され、教室では一番後ろに座らされる。よその村への移動は通行許可証 (有料) が必要で、州の主都にもいけない。また他の民族との通婚は認められていない。大学進学はできないし、宗教の自由も認められていない。土地を所有できず、生計を立てることも難しい。そのため、パスポートもないまま非正規な形で外国に出ていく。ボートピープルになって国から逃れる人が多数いる。

4. グワン・チョペル

UNPOは1991年にできた先住民族やマイノリティコミュニティの組織で、現在パキスタン、イラク、チベットなどに住む60のグループがメンバーとして加盟している。私たちはそれぞれ居住する国の市民を非難しているのではない、政府の政策に反対している。チベットについては、国際レベルに登場してくる人が増えた。チベット人には政府に訴える権利が認められていない。現在、1,000人以上のチベット人が失踪している。2008年11月に中国政府と対話があったが成果はなかった。

ダーバンレビュー会議 - IMADR サイドイベント
「差別と排除に立ち向かうコミュニティ」

2009年4月22日(水) 午前11時から午後1時 参加者70人
主催：反差別国際運動(IMADR)・ルーテル世界連盟(LWF)

パネリスト：

Mr. Githu Muigai：現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容に関する
(ギツ・ムガイ) 特別報告者

Ms. Yakin Erturk：女性に対する暴力に関する特別報告者
(ヤキン・イルトルク)

Ms. Burnad Fatima Natesan：IMADR 理事および農村教育開発協会(SRED) 代表
(ブルナド・ファティマ・ナティサン)

Mr. Kenzo Tomonaga：IMADR 日本委員会理事、部落解放・人権研究所理事
(友永健三)

Prof. Vimal Thorat：ダリット人権全国キャンペーン(NCDHR) 共同議長
(ヴィマル・ソラット)

Mr. Peter Prove：ルーテル世界連盟(LWF) 事務局次長
(ピーター・プルーフ)

司会進行：Nimalka Fernando IMADR 理事長
(ニマルカ・フェルナンド)

記録： Daisuke Shirane (白根大輔) IMADR インターン

議事録要約

司会進行の**ニマルカ・フェルナンド**さんが開会の挨拶を行い、草の根レベルの市民社会の運動と国連特別手続きの活動を結合させることが私たちの役割であると述べた。女性に影響を及ぼしている複合差別の重大さに言及した後、発言者にマイクを回した。

ヴィマル・ソラット教授が特に女性を中心にダリットに対するインド社会の差別の問題について述べ、ダリット人権全国キャンペーン(NCDHR)が取り組んでいるダリット女性のエンパワメント活動を紹介した。ソラットさんはまた、NCDHR が主宰したある集会を例に出しながら、NCDHR が地方、国内、国際レベルで運動を展開していると述べた。また、民間の産業部門においてもダリット差別が続いていることに触れた。最後に、ダリット女性が直面している複合的な差別の問題の重要性について強調し、そのテーマがダーバン宣言・行動計画およびダーバンレビュー会議の文脈からはずされたことを指摘した。

友永健三さんは部落差別の現状と自身の経験に基づき、また部落解放同盟の視点より、この差別の撤廃に向けた現状と課題について述べた。まず、部落差別の長い歴史と1922年の水平社創立以降の運動の発展の経緯から話を始めた。部落差別に対する運動の闘いと日本政府による法的措置により部落の状況は改善されたが、特別措置法の期限切れと近年の国内の景気後退により、部落民の生活は厳しくなり、一般市民の部落問題の理解は低下して部落差別事件が増えた。結婚、雇用、不動産取引における差別、インターネットなどを通じた差別情報の流布など、市民生活において今も存在する差別慣行に対して、彼は以下のような取り組みの必要性を示唆した；1) 意識高揚 2) 差

別を禁止して被害者の救済を保障する法的措置 3) 人権尊重のまち作り。最後に、国際人権法、とりわけ人種差別撤廃条約と人種差別撤廃委員会の一般的勧告第 XXIX 号の効果的实施と、横田洋三さん鄭鎮星さんの報告書および現代的形態の人種主義および人種差別に関する元国連特別報告者ドゥドゥ・ディエンさんの職業と世系に基づく差別撤廃に関する勧告の最大活用の重要性を強調した。



現代的形態の人種主義および人種差別に関する現在の国連特別報告者である**ギツ・ムイガイ**さんも、職業と世系に基づく差別は女性や少女をはじめ多数の人々に影響を及ぼしている国際的問題であると捉えている。この形態の差別が様々な状況（例えば、法律、社会生活、教育、食料や水資源、住居など）において存在していることを認めた上で、ムイガイさんは国際法とりわけ人種差別撤廃条約がこの問題を明確にカバーしていると述べた。その一方で、これら法律、決議あるいは人種差別撤廃委員会の一般的勧告が実際には充分実施されていないとも述べた。それらが実施される上での課題について、ムイガイさんは、加盟国の役割として、職業と世系に基づく差別を禁止する法律の制定に加え、この形態の差別問題の重要性を認識し、解決のためのイニシアチブをとり、一般社会の意識を喚起し、その他の補足的措置を確立・実施することなどがあると述べた。最後に彼は、特別報告者として職業と世系に基づく差別に関する任務を果たすという約束を再度強調した。

ここで、質疑応答に移った。友永さんに対して、日本の部落差別とインドのカースト差別の間の相違点・類似点およびこれら差別問題と宗教との関係について質問がなされた。それに対して、友永さんは以下の類似点を挙げた； 1) 結婚、雇用、社会的排除などに見られる差別事象、 2) 宗教が影響を及ぼしたということ（日本は仏教、インドはヒンドゥー教）。被差別集団間での言語の多様性（インドのダリット）が主な相違点として挙げられた。フェルナンドさんはムイガイさんに横田・鄭報告書の現状と、ムイガイさんとの今後の協力の可能性について質問した。それに対して、横田・鄭報告書は専門家の報告書として見なされているが、国連文書としてはまだ正式に認められていないと述べた。それとは別に、特別報告者は、インドやパキスタンなどに国別訪問を行なうことと、関連イベントに出席してこの問題について言及したいということについて積極的な意思を表明した。後半のパネリストの発言に移る前に、スティーブさんがインド憲法起草者でありダリット運動のリーダーであったアンベドカル博士をたたえる歌を吟唱した。



4 番目のパネリストである**ブルナド・ファティマ・ナティソン**さんは、SRED（農村教育開発協会）の主宰者である。パワーポイントで映像を見せながら、ナティソンさんはダリット、とりわけ、性労働者、採石場労働者、レンガ労働者、農業労働者そして学校に行けないダリットの子どもたちが直面している差別の現実と、過酷な労働、生活および住宅状況について述べた。無差別なダリット女性の集団強姦、殺人、ダリット差別を禁じている既存の法律の不履行、殺虫剤で汚染された水、食料およびその他の環境問題、土地の権利の不在、労働搾取など、ダリットの人びとが被っている問題が様々に提示された。生活の糧のために農村女性が闘っていることを説明しながら、ナティソンさんは「私たちは人間であり労働者である。世界の女性たちよ、女性の正義と尊厳のために立ち上がろう！」と呼びかけて発言を締めくくった。

ヤーキン・エルトゥルクさんは、開口一番、沈黙は破らなくてはならない、私たちは声をあげなくてはならないと述べた。次に、彼女は「中絶はタブー」とされていたエルサルバドルに初めて特別報告者として訪問したことについて触れ、政府は問題を直視して認めざるをえなくなったと述べた。同様にカースト差別についても、関係政府はそれを認め、問題をとりまく沈黙は破られなくてはならないと述べた。ナティソンさんの発言と、根強く存在するカースト差別に言及しながら、エルトゥルクさんは父権制が女性たちの状況をさらに悪化させていると述べた。父権制を維持しているのが覇権主義であり差別を助長している。彼女はまた、ジェンダー差別は横断的であり、非常に多くの女性たちに影響を及ぼしているとした。ジェンダー差別と女性に対する暴力の重大性は 1994 年のウィーン会議で国際的に認められたが、人びとが差別されている社会は今も多数あるし、多くの国に封建制度が残り、カースト制度などが人びとを階層化させており、その中で女性たちはさらに複合的な形で差別を受けているとした。彼女はそうした階層化の特徴は、例えば、行政サービス、労働市場あるいは統治制度へのアクセスにおいて、地方および国の両レベルで見られるとした。グローバル化と“古典的な”階級制度を背景に、「今日の世界はまだ非常に不平等である」とし、富める者と貧しい者のギャップは増大しているとした。世界に存在する様々な人権問題に関して、エルトゥルクさんは、特別報告者の制度は充分取り組まれていない問題に対処する上で極めて有効なメカニズムであるとした。最後に彼女は、世界人権宣言は唯一の普遍的イデオロギーとして残るであろうが、変化しつつある国家の“正当性”と“主権”との関係においてこれらメカニズムをもっと活用するよう NGO に奨励した。

サイドイベントの最後として、ルーテル世界連盟の**ピーター・ブループ**さんがダーバンレビュー会議の成果文書について分析を行なった。彼は、成果文書はおそらく誰にも効果を及ぼさないであろうと評価し、一部被害者の視点から規定したパラグラフはあるが、非常に一般的な用語で表現しているとした。彼はまた、成果文書は、人種主義に取り組む制度的メカニズムを確立するという点から見れば非常に弱いと分析した。その一例として、彼は、人種主義の事象に対する調査手続きを確立することは緊急を要しているのに、文書には含まれていないとした。ブループさんは、ダリットやその他世系に基づく差別を受けている人びとなど、非常に多くの被差別民や被差別集団が文書から除外されていることを指摘した。ベストプラクティス（最も成功した事例）の共有は一つの強力な学習手段であり、その重要性について成果文書は強調してはいるが、世界では人種主義と闘っている“ベスト”プラクティスはないことにも触れた。インドの法律を“グッド”プラクティスとして引用しつつ、彼は、人びとに影響を及ぼしている問題に取り組む中で、グッドからベストに向わせる必要があると強調して発言を終えた。



短い質疑応答と議論のあと、座長のフェルナンドさんの挨拶でパネルディスカッションは閉会した。彼女は参加者全員にお礼を述べ、職業と世系に基づく差別は今後も IMADR の最優先課題の一つとなるので、さらにフォローアップを行なうとした。

< 以上 >

人権高等弁務官事務所とアジア NGO との

「職業と世系に基づく差別」に関する非公式会合

この非公式会合は、ダーバンレビュー会議に集まったアジアの「職業と世系に基づく差別」あるいは「カースト差別」の撤廃に取り組んでいる NGO と国連人権高等弁務官事務所の担当職員との間の意見交換の場として設定されました。IMADR および BLL を含むアジアのこれら NGO がこれまで育ててきた強い協働の基盤と、それを活かした対国連の粘り強いロビー活動があったからこそ実現しました。その一部を簡潔に報告します。

2009 年 4 月 22 日 午後 2 時 30 分から 4 時（ダーバンレビュー会議 ジュネーブにて）

参加者：

国連人権高等弁務官事務所側（OHCHR）

- *アジア太平洋地域コーディネーター
- *国内人権機関（アジア太平洋地域担当者）
- *関係する特別手続き担当者
- *アジア太平洋地域国別担当者
（インド、ネパール、パキスタン・アフガニスタン、バングラデシュ、日本）
- *関係条約機関担当者

NGO 側：ルーテル世界連盟（LWF）、国際ダリット連帯ネットワーク（IDSN）、ダリット人権全国キャンペーン（NCDHR）、部落解放同盟（BLL）、反差別国際運動（IMADR）、その他ネパール、スリランカ、バングラデシュ、パキスタンの NGO

開会の挨拶：

NGO 側

ピライ人権高等弁務官の 3 月のインド訪問は「職業と世系に基づく差別」に OHCHR がさらに取り組む好機となった。ダリット代表とのミーティングにより、ダリットが受けている差別の現状をみてもらえた。「職業と世系に基づく差別」はインドだけではなく、他のアジア諸国、西アフリカ地域およびその他の国々に影響を及ぼしている。今日のこの会合は私たちが今後この問題に関して OHCHR とどのように協力していけるか、また国際的にどのような介入ができるかなどについて計画を立てる良い機会となる。具体的にはどのような種類の介入策を講じるべきか、どのようなデータや資料を集めるべきか、そしてどのような方策をとるべきかなどである。

OHCHR 側

OHCHR はアジア 9 カ国に現地事務所をもっている。「職業と世系に基づく差別」の観点から言えば、ネパールとスリランカの現地事務所が関係してくる。その他、インドネシア、カンボジア、タイにも事務所がある。現在、イランも含む南アジア地域事務所をデリーあるいはカトマンドゥーに開設する計画がある。日本には事務所はない。あと、パキスタンで事務所を再開させ、バングラデシュで新たに開設したいと考えている。ある意味でカースト問題は OHCHR の国別の分析や活動の優先順位をつける上で中心課題となっている。

今、この問題に関して好機が訪れている。一つは 2010 年から 2011 年にかけて OHCHR の活動計画作りを 6 月に開始する。それぞれ国別の計画を立てる中で、この問題を優先させていきたい。もう一つの好機はインドやネパールにあるダリット専門委員会などとの関係を強化していくことである。これまで国内人権機関との関係強化は行なってきたが、こうした専門委員会との関係強化は行なってこなかった。具体的には、例えばこれら専門委員会同士の地

域レベルあるいは小地域レベルの会合を組織したり、これら専門委員会と国内人権機関との地域レベルの会合を促進してネットワーク化を進める。さらに考えられることとして、国連機関のカントリーチーム（現地にオフィスを構えている種々の国連機関からなるチーム）の間で、人権の視点を主流にしていくことを進める。国連出先機関の中にはカースト問題について無関心、無神経なところもある。国連組織の人権問題のアドバイザーであるOHCHRはこれら機関がこの問題に敏感になるよう促進する役割を担う。

さらに、三つ目の好機としては、「職業と世系に基づく差別」の撤廃に向けた特別報告者の報告書を公表することが人権理事会で承認されたことだ。そこに含まれている原則と指針案をさらに発展させて、人権理事会の決議として採択させたり、慣習法として活用できるように発展させるなど、今後の可能性が開けた。最後に、条約機関の定期報告審査やUPRあるいは特別手続きなどを有効的に利用して、それぞれのNGOがこの問題の解決に取り組める可能性のあることを強調したい。

国別報告（NGO側より）

ネパール：

ネパールではダリット差別が続いている。2006年、国は“不可触性のない国”宣言をした。ネパールは国連加盟国として人種差別撤廃条約をはじめ数多くの国際人権条約を批准している。しかしこの45年間、国家にダリットの権利尊重を義務付けるメカニズムは何も実施されてこなかった。ダリットコミュニティの中では、女性たちが最も脆弱な立場におかれている。女性たちは人身売買や強制売春などの被害者でもあり、二重の差別を受けている。彼女たちの権利は保障されていない。ダリット女性組織と政府の間でいくつかの合意事項がとりつけられてきたが、実施はされていない。また奴隷制度も残っており、人びとは債務奴隷の罠に陥れられ、借金の返済のために働かされている。彼/彼女たちはOHCHRの支援を必要としているし、国際社会はカースト差別を認識して撤廃のために支援しなくてはならない。10年にわたる内戦のあと、現在和平プロセスが進んでいる。政党と政府はダリット問題に関して以前よりオープンになり、取り組み姿勢を見せている。ダリット委員会は多くの問題に直面している。現在、民主的な正当性、政府からの独立性、そしてより強い権限を求めている。OHCHRは和平プロセスですばらしい役割を果たした。私たちは、ダリット代表を国内人権委員会に含めるよう要求する。現在、ダリット代表は一人も含まれていないし、ダリットは和平交渉のプロセスにも参加しなかった。閣僚にもダリット代表はいない。

バングラデシュ：

状況は他のアジアの地域と同じだが、バングラデシュでは問題が異なる。ダリットが人間として見なされていなければダリットの人権について語るのは難しい。一部の人びとはダリット問題はインドのものであり、バングラデシュに持ち込まれたと考えている。バングラデシュには約500万人のダリットがいる。ダリット社会には貧困が蔓延しているが、誰もこの問題を真剣には考えない。なぜなら、ダリットは系統的に差別され社会の周縁に追いやられてきたからだ。ダリットの人びとには認められていないことが多くある。それはある意味で彼らが人間として見なされていないことになる。ダリット社会の中では、多くの親たちは子どもに高等教育を受けさせようとは思っていない。教育を受けても将来良い仕事に就ける可能性はないからだ。

住居に関して、ダリットは離れた場所に住んでいる。指定地区以外で家を借りたり建てたりすることが許されていない。政府はこの問題を真剣に受け止め、ダリットの住宅用にもっと土地を配分しようとしているが、充分ではない。ダリットコミュニティは政府にもっと予算をまわすよう運動をしている。一般的に言って、市民社会と政府はこの問題に意識をもっている。同情的であり、もっと積極的な措置や政策をとると公言している。しかし具体的な策はまだ何もとられていない。

“バングラデシュ・ダリットおよび疎外者の権利運動”は昨年1年にわたりキャンペーンをした。去年の1月にはダリット問題に関する全国人権会議を開催した。会議では積極的な意見が出され、参加者には高く評価された。ヨーロッパの政府およびEUは関心をもっており、ダリット問題に関

して何もしてこなかったと認めている。これは歓迎すべきことだ。だが、バングラデシュ国内では、運動は下降気味で、今のところ方向がそれてきている。

バングラデシュにはOHC HRの現地事務所がないため、協力することが難しい。私たちは国内人権委員会の枠内にダリット委員会を作ることを要求している。課題はリーダーシップだ。ダリット社会はさらに能力を育成し、ダリットのリーダーを育て、ダリット問題に真剣に取り組まなくてはならない。

日本：

部落差別は歴史的な問題である。人びとの間では部落問題はもはや存在しないと考えられている。しかし部落の人びとは今も差別を受けている。1969年7月には、同和対策事業特別措置法が制定され、2002年3月末までの33年間にわたって部落差別の実態を改善するための事業が実施されてきた。この結果、部落の住環境面の改善は大幅に進展し、高校進学率も高まり、公務員への採用も拡大した。しかしながら、2002年3月末で「特別措置法」が終了し、特別の事業はなくなった。そして、この時期に日本は格差拡大社会になり、多くの人びとが貧困層に没落することとなった。この結果、部落の生活実態は再び後退し始めてきている。また、部落問題に関する国民の理解も後退し、悪質な差別事件が増加してきている。

2006年9月には、全国の部落の所在地を記録したフロッピーディスクが調査業者から回収され、いまだに根強く結婚や就職、不動産の売買をめぐる差別があるという実態が明らかになってきた。また、「部落民を皆殺しにせよ」、「部落解放同盟員を抹殺せよ」といった内容の脅迫ハガキや脅迫電話、さらにはインターネット上の差別宣伝、差別扇動が増加してきている。

このような差別の深刻化に対して、部落解放同盟をはじめ部落差別の撤廃を願う私たちは、人権教育啓発の促進、人権のまちづくり、「差別禁止法（仮）」や国内人権委員会の早期の設置を訴え運動を展開している。

これらを成功裏に推進するため、部落解放運動は1970年代後半から国連の人権活動と連携することが重要だと認識し、以下の取り組みを実施してきている。

国際人権規約や人種差別撤廃条約が国内で実施されなくてはならない。とくに人種差別撤廃条約の実施、具体的には、条約第1条に規定された descent（世系）に部落差別が含まれるとした人種差別撤廃委員会の最終所見を日本政府が尊重することが求められる。また、2002年8月に人種差別撤廃委員会が採択した一般的勧告 IX を日本政府が尊重することも求められる。

人権小委員会のもとに設置された「職業と世系に基づく差別」に関する特別報告者であった横田・鄭委員による最終報告書を、国連人権理事会が承認して発展させること。

2005年7月に実施された人種差別に関する特別報告者（ドウドウ・ディエンさん）による日本への公式訪問を踏まえた報告書に盛り込まれた日本政府に対する勧告を尊重すること。これらが必要である。

スリランカ：

スリランカにおけるカースト問題を理解するのは非常に難しい。差別の被害者はもともとは南インドの特定のカースト集団出身である。農園で働いている人びとについての具体的な問題として市民権の問題があったが、これは法律的には2003年に解決した。しかし最近の選挙においても、これら農園労働者が住む地域では、約4万人が投票権を行使できなかった。名前が登録されていないため身分証明書がないからだ。こうした市民的権利の侵害は今も続いている。問題は選挙権だけではない。これは政治への参加にも関わってくる。

出生証明書、婚姻証明書あるいは国民登録書などの基本的な書類は今も農園で働く多くの人びとの問題となっている。労働者として社会保障を受けることができるはずなのに、身分証明書がないためこうした利益に預ることができない。さらには、これら労働者が逮捕されても身分証明書がないため名前を証明することができない。そのため拘置所や刑務所に入れられたままで、家族も居場所を確認できないケースがある。中には逮捕されたことさえ知らない家族もいて、生死さえ確認できないままの場合もある。自分の住所とか、どこから来たのかを説明できないためにこうした悲劇

が起きる。彼らはスリランカの言語であるシンハリ語を話さないため、人権委員会や警察にも連絡できない。彼らの多くは読み書きができない。スリランカは政策上ではタミール語を公式言語として認めているが、実際には警察の届け出や裁判所への訴えなど公的機関でタミール語を使用できない。そのため、人びとは移動や司法手続きで権利行使を制限されている。情報へのアクセスも無視されている。それゆえ人権委員会があっても有効に活用できない。

農園コミュニティはスリランカの中で最も貧しい層である。スリランカは、社会的には発展しているが、貧困が多くの人びとに影響を及ぼしている国のひとつである。農園コミュニティでは所得の低さ、粗末な住宅環境、土地を所有していないことなどが貧困問題と深く関係している。

国内に人権委員会はあるがうまく機能していない。予算、立地場所をはじめ、内部的に数々の問題がある。タミール語を話す委員がいないことも問題の一つだ。そのような委員会がどのようにタミール人の人権問題を処理できるというのだ。

国内人権委員会のメンバーを招待して会議を開き、農園の問題を理解してもらい、政策立案に向けた声をかけてきたが、いまだ実現していない。また、マイノリティ委員会を設立するよう政府に要求している。スリランカの場合においては、ダリット委員会を作ったりカースト差別を真正面からとりあげるのは難しいからだ。マイノリティ委員会ができれば、ムスリムやクリスチャン、ヒンドゥー教徒などのグループも対象となる。

最近、私たちは、スリランカ北部、中部およびシンハリ地域におけるカースト問題を明らかにするために調査を行なった。カーストに基づく差別の問題は存在するが、インドやネパールと異なった形態をとっている。多くの研究者が次の政治リーダーには誰がふさわしいかという調査を行ってきた。私たちが強調したいのは、紛争後の問題、特に北部の問題をどうするかである。社会をどのように再構築するのかわかりたい。

インド：

インドではカーストに基づく社会支配が法の支配を勝っており、インド社会全体を覆っている。そのため、今日においても、不可触性が実施されており、カーストに沿った住宅と居住地があり、都市部においてさえ誰の目にも明らかなほど居住地が別々にされている。カースト制度は強い影響力をもっている。

インドでは、差別は人道、人間そしてダリットに対する犯罪である。差別は100%ダリットに関係し、80%女性に関係している。インドでは毎日あらゆる場所で差別事象が起きている。法的には、禁止する法律があり憲法があり委員会がある。それでも不十分なのか、カーストに基づく差別は止まらない。ダリット社会にとっては、日々差別に直面しているのにそれを証明するものが何もないし、政府はカースト差別が存在することを認めない。どこで私たちはこの問題を議論できるというのか？カーストは人種ではないかもしれない、しかしそれは差別を系統的に行なう手段となっている。そのため、私たちは特別な注意と特別な任務を要求する。

私たちはOHCHR、NGO、その他の人権組織とさまざまなレベルでもっと協力して、自治体政府や刑事裁判制度を強化し、ダリットの人権を促進しなくてはならない。インドは資源は豊富であるが、もっと協力を必要としている。

私たちはOHCHRおよびインドの類似組織とのパートナーシップにおいて二極戦略を考えている。私たちはアドボカシーとロビー活動の領域をもっと拡大し、ダリットの人びとが権利を享有できるようにしなくてはならない。また、ダリット委員会、人権委員会、女性委員会などの重要な国内機関にも関与しなくてはならない。

パキスタン：

2ヶ月前、パキスタンの人種差別撤廃条約の報告審査がここジュネーブで開催された。非常に建設的な審査であった。政権交代のあと、政府はカースト差別に関わるすべての問題を取りあげ、大きな枠組みで認識するようになった。まず、UPR審査の時にパキスタンのパートナー組織が報告書を作成した。そして政府間対話の時にカースト差別を受けている人びとの状況に関する質問があげられた。代表団はカースト差別の存在を否定して、そうした議論は国内にはないとした。しかし、

それから1ヶ月半後、政府の姿勢はがらっと変わり、その後続いた人権理事会で、政府はそれが差別の一形態として存在していることを認め、具体的な措置を提案した。そして今年2月、人種差別撤廃委員会がパキスタンの報告書を審査したときには非常に積極的な姿勢を見せた。公式な統計数字によれば影響を受けている人は30万人とされているが、他の国が行なった諸々の調査によれば多いもので200万となっている。人種差別撤廃委員会では“ダリット”という言葉が使われ、マイノリティの定義も含んだフォローアップのための非常に強力で建設的な所見が出された。また、国勢調査についても議論をした。現代的形態の奴隷制に関する特別報告者には、パキスタンにおけるカーストに基づく差別と奴隷制の関係に関してさらに情報が届けられたし、ILOもこの問題に関わっている。しかし残念ながら、政府はこれは差別の問題ではなく貧困の問題であるという見解を示している。この点についても私たちの課題である。

まとめ OHCHR :

短期的には南アジア地域のワークショップを予定しているので、これら問題をどのようにしてそうした取り組みに組み込めるのかを慎重に考え、ターゲットグループに届くようにしたい。中期的には2010年から2011年にかけての活動計画をもうすぐ立てるが、差別の問題は一つの主要なテーマになる。皆さんの地域においてはカースト差別をまず優先させるべきであると考えている。

< 以上 >



反差別国際運動 (IMADR)
〒106-0032 東京都港区六本木 3-5-11
Tel: 03-3586-7447 Fax: 03-3586-7462
Email: imadris@imadr.org Website: www.imadr.org

ダーバンレビュー会議全体会における意見表明

2009年4月24日

項目9: 会議に関する問題点の提起

IMADR による指摘 (読み上げ: 小森恵)

議長、

この声明文を下記の 20 団体からなるアジア NGO の非公式コーカスの賛成を得て発表します。

IMADR は、ダーバンレビュー会議が人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容との闘いにおける重要な節目であると考えています。私たちはこの重要な会議をいくつかの国がボイコットしたことに深い懸念を抱いています。私たちは、こうした態度は、マイノリティ、先住民族、シンティ・ロマ、アフリカ系およびアジア系子孫、移住者、そして女性と子どもを含む人身売買の被害者など、これまでその人権を保護してこなかった被害者コミュニティに対する国家の責任感の欠如を示していると考えます。

ダーバンレビュー会議の成果文書は、これら差別と立ち向かい、9・11 以降の世界の政治の現実にとりくむという強い決意と精神に欠けています。極右主義、イスラムホビア、母国優位の美声のもと唱えられるマイノリティ集団や民族の絶滅などが台頭し、人権侵害や戦争犯罪を引き起こしている中、この成果文書は、私たちの政府が差別と人権侵害の被害者を救済し、彼らに正義をもたらすという政治決意を欠いていることを明らかにしたにすぎません。今、アジアの多くの国々において、ダーバン宣言および行動計画は、国連から求められたときに適当に答えるために柵から出して使う単なる書類となりました。国内行動計画は存在しないだけでなく、政府はその政治目的のためにダーバン宣言および行動計画に盛り込まれている基準を弱めることに力を出し合ってきました。それは、人種主義、人種差別および外国人嫌悪の被害者をさらに侮辱することになります。さらに、市民社会はこのダーバンレビュー会議プロセスにおいて対等なパートナーとして扱われてきませんでした。

私たちは、ダリットと部落民を含む 2 億 6 千万人に影響を及ぼしている職業と世系に基づく差別の重要な問題に言及させないようとられた画策を遺憾に感じます。この形態の差別による影響は一部のアジアの国々だけに留まるものではありません。この差別は、一部のアフリカとラテンアメリカ、そしてディアスポラのコミュニティなどで見られる世界的現象であり、解決のための取組みが必要とされます。私たちは作成された職業と世系に基づく差別の撤廃に向けた原則と指針が重要な基準文書として認められるよう求めます。

最後に IMADR はあらゆる形態の差別と人種主義の完全撤廃のために全力を尽くすことを誓います。そして人権高等弁務官およびすべての関係者によるこの目的のための努力を支持することを約束いたします。

賛同団体:

Asian Forum for Human Rights and Development (FORUM-ASIA); Asian Migrant Center (AMC); Asia Pacific Forum on Women, Law and Development (APWLD); Dignity International; Migrant Forum Asia (MFA); International Women's Rights Action Watch Asia Pacific (IWRAP-AP); Pax Romana ICMICA/MIIC; Feminist Dalit Organization (FEDO); Human Development Organization (HDO); MINBYUN-Lawyers for a Democratic Society; National Campaign on Dalit Human Rights (NCDHR); Jana Utthan Pratisthan (JUP); Joint Committee with Migrants in Korea (JCMK); People's Watch (PW); Solidarity Network with Migrants Japan (SMJ); Pusat Komang; Suara Rakyat Malaysia (SUARAM); Swadhikar; Transient Workers Count Too (TWC2)

ダーバンレビュー会議成果文書

セクション1 人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容の現代的発現の評価を含んだ国内、地域および国際レベルにおけるすべての利害関係者によるダーバン宣言と行動計画の実施の進捗状況と評価のレビュー

1. 2001年の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容に反対する世界会議で採択されたダーバン宣言と行動計画（DDPA）を再確認し、
2. 2001年の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容に反対する世界会議を開催する根拠であった人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容を防止し、闘い、根絶するというコミットメントを再確認し、
3. あらゆるレベルで行なわれた取り組みに留意し、DDPA採択以降、その条項の実施のために達成された進歩を歓迎し、
4. 人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容を効果的に防止し、闘い、根絶するためには、DDPAで特定された諸課題および諸問題がまだ対処されず克服されていないこと、および、成果が達成されていなかったりさらなる改善が必要とされる領域が多数あることに懸念を表明し、
5. 外国の占領下も含め、すべての生活圏および世界のすべての部分におけるすべての形態およびすべての発現による人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容に対処すべき必要性を強調し、
6. すべての人民および個人は多様性に富んだ一つの人類家族を形成していること、そしてすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等であることを再確認し、いわゆる異人種存在を決定づけようとする論理によるあらゆる人種優越主義を強く拒絶し、
7. 文化的多様性は全人類の進歩と福利にとって大切な資産であり、私たちの社会を豊かにする恒久的な特徴として評価され、享有され、誠実に認めて受け入れられるべきであることを繰り返し表明し、
8. 貧困、失業、周縁化、社会的排除および経済格差は人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容と密接に関連しており、人種主義的態度と慣行の執拗さに寄与し、ひいてはさらなる貧困を生み出していることを繰り返し表明し、
9. その司法権内において、人種主義的あるいは外国人嫌悪の個人、集団あるいは国家の機関による犯罪から個人の権利を守り擁護するという政府の責任を再確認し、
10. 民主主義、透明性および責任ある統治とは両立しない人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容を基本にした法律、政策および慣行を非難し、
11. 民主主義および、透明で、信頼があり、責任があり、国内、地域、国際のレベルにおいて参加型であり、人民の必要と願望に敏感な統治は、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容を効果的に防止し、闘い、根絶するためには不可欠であることを再確認し、
12. とりわけ、宗教あるいは信条を基にした個人に対する悪質なステレオタイプ化や非難攻撃に示されるイスラム嫌悪、反ユダヤ主義、キリスト教嫌悪および反アラブ主義を含む人種的あるいは宗教的な不寛容と暴力の事件が数多く世界的に発生していることを遺憾に思い、この点においてすべての国連加盟国に対してDDPAのパラグラフ150を実施するよう促し、
13. 差別、敵意あるいは暴力の扇動になる民族的、人種的あるいは宗教的な主張は法律で禁止されなくてはならないことを再確認し、人種優位あるいは人種憎悪に基づく意見の宣伝や人種差別の扇動ならびにすべての暴力行為あるいはそうした行為の扇動は、国家の国際的義務にしたがって、法律により処罰される犯罪であることを宣言すべきであり、それらの禁止は意見と表現の自由と矛盾しないことを再確認し、

- 14 .人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容は未だ武力紛争の根本的原因の一つであり、非常にしばしばその結末の一つとなっていることを認識し、武力紛争ならびに種族的あるいは宗教的な暴力の発生を遺憾に思い、2005年世界サミットの成果文書の関連する条項、とりわけ、パラグラフ138と139に留意し、
- 15 .平等と非差別の原則は国際人権法および国際人道法の基本原則であり、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容と闘う上で不可欠であることを再確認し、
- 16 .人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容が現代的な形態および発現により今も執拗に続いていることを遺憾に思う一方、DDPAにおいて特定されている人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容の被害者の状況に取り組む中でなされた進歩に感謝を表明し、
- 17 .人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容のすべての被害者は同一の必要な注意と保護および状況に応じた適切な処遇を受けるべきであることを認識し、
- 18 .人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容の防止、闘いおよび根絶は非常に重要であり、団結および地域社会における緊張の平和的解決にとって欠かせない要素であることを認識し、
- 19 .あらゆる形態の人種差別を撤廃するために適切な防止対策を強める必要があることを重視し、政府、国際および地域組織、国内人権機関、メディア、非政府組織および市民社会がそうした対策を作りあげる上で果たしうることのできる重要な役割を強調し、
- 20 .国内組織や国内機関が人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容を防止し、闘い、根絶する上で役に立つような良き実践例を強調して普及させながら、適切な情報収集と戦略策定を行う人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容に関するさまざまな情報ネットワークが、地方および国内レベルで行なっている活動に謝意をもって留意し、
- 21 .雇用における差別に対する予防的な取り組み、とりわけ、マイノリティに属する排除された人を労働市場で支援するための研修や相談のプログラム、人種差別をなくしたり文化的認識を高めるための雇用者向けのプログラム、採用における指導や積極的措置の一例、および契約遵守や無記名の就職応募などのいくつかの踏み込んだ試みを歓迎し、
- 22 .2001年のDDPA採択後、とりわけ、社会全体を敏感にさせ文化的多様性への尊重を育成するために世界各地において人権教育促進のために国内レベルでとられた措置を認識し、
- 23 .文化間の対話を促進するためにますます多くの取り組みが行なわれていることに謝意をもって留意し、相互の尊重と理解に根ざした建設的で誠実な対話への全関係当事者間の関与の強化の必要性を支持し、
- 24 .市民社会の取り組みへの財政支援を含め、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容に対する闘いを目的にした国家を巻き込んだ多数の意識高揚活動を歓迎し、
- 25 .人権擁護家および反人種主義の非政府組織を含む非政府組織が置かれている、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容に対する闘いを弱体化させるような危険な状況に懸念をもって留意し、
- 26 .DDPAで規定されたように、雇用と訓練、商品、便宜およびサービスの提供、教育、住居および公的機能における差別や被害に対応するために国内および地域レベルで法律が採択されていることを歓迎し、
- 27 .被害者の効果的救済と適切な償いを保障するために国際人権法に沿って申し立てや事実が人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容の行為を形成するのかどうかを、公正で公開の手続きにおいて決定するために資格のある独立した公平な司法が重要であることを想起し、
- 28 .国家に対して国家が参加した国際および地域会議から出てきた公約のすべてを実施し、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容を防止して、闘い、根絶するための国内政策と行動計画を作るよう求めた要請を再確認し、

セクション 2：既存のダーバンフォローアップメカニズムおよび人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容の問題を扱うその他の国連メカニズムの機能強化のための効果測定

- 29．反人種主義世界会議（WCAR）の要請で設置された DDPA の効果的实施に関する政府間作業部会、アフリカ系出身者に関する専門家の作業部会そして独立した著名な専門家グループによる人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容を防止して闘い根絶する努力と、それらが DDPA 実施のために行なった貢献に謝意をもって留意し、
- 30．現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容に関する特別報告者および人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容と闘うその他のすべての特別手続きおよびメカニズムが果たす重要な役割を歓迎し、国家がこれらメカニズムと全面的に協力するよう求め、
- 31．活動においてよりよい相乗効果、調整、首尾一貫および補完性を実現するために、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容を扱うあるいは取り組むメカニズムの有効性をさらに強化する必要性を認め、
- 32．ジェノサイドを招くような状況を防止するための早期警戒メカニズムとなるジェノサイド予防に関する総長特別顧問のマンデートへの支援を再確認し、

セクション 3：人種差別撤廃条約の世界的な批准と実施の促進および人種差別撤廃委員会（CERD）の勧告の適切な考慮

- 33．人種差別撤廃条約は人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容を防止する主要な国際文書であることを再確認し、
- 34．条約の全面的実施は今日世界的に起きている人種主義および人種差別のすべての形態の発現との闘いの基本となることを確認し、
- 35．複合的あるいは悪化した差別の形態に取り組むため、条約に含まれている人種差別の概念の定義について人種差別撤廃委員会が行った解釈に留意し、
- 36．2001年の世界会議以降の多数の国々による人種差別撤廃条約の批准を歓迎する一方、2005年までの世界的批准の目標が達成されていないことを遺憾に思い、
- 37．この関係より、条約の批准あるいは加入をまだ検討していない国家に対して最優先事項としてそれを行うよう改めて要請し、
- 38．被害者が想定される救済を用いることができるよう第14条の宣言を検討するよう条約締約国に繰り返し求め、第14条の宣言を行っている締約国にはその潜在性を充分活用できるよう、この手続きの認識を高めるよう要請し、
- 39．条約締約国に条約の目標および目的に反するような留保を撤回するよう、そしてその他の留保の撤回を考慮するよう要請し、
- 40．条約の効果的实施を妨害し、人種差別撤廃委員会の機能およびモニター活動を阻んでいる締約国の報告提出の遅延への懸念を表明し、締約国による報告書の期日通りの提出は条約第9条のもとでの義務であることを繰り返し表明し、締約国に報告義務に従うよう促し、
- 41．定期報告にダーバン宣言と行動計画の実施のための行動計画あるいはその他の措置に関する情報を含めるよう奨励し、
- 42．報告のプロセスは、条約で保護される権利のすべての享有を進める目的で、協力と相互尊重の精神をもって実施されるべき、政府政策の公開審査と市民社会主体との建設的な関係を国内レベルにおいて奨励して促進すべきであることを認め、この関連より、締約国は定期報告やフォローアップを作成する際に、国内人権機関および市民社会と連携するよう奨励し、

- 4 3 . 非政府組織が報告プロセスのために適切な情報を委員会に継続して提供するよう奨励し、
- 4 4 . 当該締約国と協力して適用する人種差別撤廃委員会が確立させた早期警告と緊急行動の手続き並びにフォローアップの手続きが条約の適切な実施において建設的な役割を果たすことに謝意をもって留意し、
- 4 5 . 委員会の最終意見と一般的勧告のフォローアップのために適切な手段がすべてとられることを保障する効果的な国内監視活動と評価メカニズムの設置の重要性を強調し、
- 4 6 . 条約における義務の履行に対して国家が第一の責任を有していることを認める一方、条約のもとにおける義務の実施と委員会の勧告のフォローアップにおいて国を支援する際に国際協力と技術支援は重要な役割を果たすことを強調し、人権高等弁務官事務所に、要請があれば、可能性とその他の制約をもつ国々をタイムリーに援助するよう求め、
- 4 7 . 条約の資金調達に関する第 8 条への修正の重要性を強調し、締約国がそれを批准するよう求め、委員会がそのマンデートを完全に果たすことができるよう、国連の通常予算からその目的のために十分な追加資源を割り当てるよう要請し、

セクション 4 : 人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容に対する闘いにおける国内、地域および国際レベルでの最も優れた事例の特定と共有

- 4 8 . とりわけ、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容を防止して、闘い、根絶するための制度、規定、法律を含み、政府、地域機関、国際機関およびその他の利害関係者が提供するあらゆるレベルでの最も優れた事例に関心をもって留意し、
- 4 9 . 国際協力を含み最も優れた事例の適合あるいは複製が適切であると考えられる場合、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容の防止、闘い、根絶を目指した最も優れた事例を全世界で広範囲に共有することは、政府、議会、司法、社会的パートナーおよび市民社会のダーバン宣言と行動計画の条文の効果的実施を助けることを認識し、
- 5 0 . 政府、地域組織、国際組織およびその他の利害関係者が提供する最も優れた事例は、それらが適合あるいは複製されるように、人権高等弁務官事務所のウェブサイトに掲載され、ダーバンレビュー会議の成果のセクションにリンクされるよう勧告し、ウェブサイトは人権高等弁務官事務所により正当かつ適宜にアップデートされるよう勧告し、

セクション 5 : 2001 年の採択以降の進展の考慮も含み、DDPA の実施を促進しそれに関する課題と障壁を解決するために、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容のすべての発現と闘い、撤廃するためにあらゆるレベルで取られている具体的措置とイニシアチブのさらなる特定

- 5 1 . 世界のすべての部分におけるあらゆる形態および発現の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容を防止し、闘い、根絶するためには包括的かつ普遍的なアプローチが必要であることを強く主張し、
- 5 2 . 人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容主との闘いの強固な基盤をなすダーバン宣言と行動計画の全面的で効果的な実施の決意と約束を強調し、
- 5 3 . 人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容主を撤廃するために不可欠であるあらゆるレベルの関係主体者の政治的意思を動員する必要性を強く主張し、
- 5 4 . 意見と表現の自由の権利の行使ならびに、情報を求め、受けとり、開示する自由の尊重は、国際人権法、文書、規準および基準の適切な提供とともに、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容をなくす上で役割を果たすという積極的役割を再確認し、

55. 国家に、とくに、DDPA とそのフォローアップメカニズムを広く知らせ適切な可視化を与えるなどして、効果的なメディアキャンペーンを行い、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容のすべての発現との闘いを強化するよう求め、
56. 国家に、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容のすべての形態および発現を防止し、闘い、根絶するために効果的、具体的で包括的な措置をとるよう求め、
57. 国家に、司法への迅速なアクセスを保障し、被害者に公平で適切な補償を提供するために人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容の行為の不処罰をなくすよう求め、
58. 意見および表現の自由の権利は民主的で多元的な社会の不可欠な基本の一つをなすことを強調し、さらに、これら権利が人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容との世界的な闘いにおいて果たしうる役割を強調し、
59. 政府およびその法執行機関に、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容の根絶の努力を強化するために、憎悪犯罪に関する信頼できる情報を収集するよう勧め、
60. 国家に、ネオナチ、ネオファシストおよびその他の暴力的な民族イデオロギーをベースにした集団による暴力的で人種主義的であり、外国人を排斥するような活動を処罰するよう促し、
61. 先進国、国連およびその特別機関ならびに国際金融機関に、DDPA パラグラフ 157、158、159 にある約束を守るように具体的な手段をとるよう繰り返し求め、
62. 大西洋奴隷貿易、アパルトヘイト、植民地主義およびジェノサイドを含む奴隷制および奴隷貿易は決して忘れられてはならないことを想起し、この点において、被害者の記憶に敬意を払うためにとられる行動を歓迎し、
63. これら過去の悲劇の関係より、DDPA 以降、深い反省を表明し、謝罪を行い、真実と和解の委員会などの制度化されたメカニズムを開始し、文化的作品を返還してきたそれら国々の行動に留意し、被害者の尊厳の回復に未だ貢献していない国々にはそれを行なう適切な方法を探すように求め、
64. すべての国家に大西洋横断奴隷貿易に関する総会決議 61/19、62/122 そして 63/5 を実施するよう促し、
65. 国家に、国際法、とりわけ、ジェノサイド犯罪の防止と処罰に関する 1948 年条約に従って、ジェノサイド犯罪の不処罰と闘うように促し、この関係において、国家に、DDPA パラグラフ 82 に規定されているように国際刑事裁判と協力するよう促し、
66. ホロコーストは決して忘れ去られてはならないことを想起し、この関係において、総会決議 69/7 と 61/255 を実施するよう促し、
67. 国家に、テロリズムとの闘いにおいてとられるいかなる措置も、すべての人権の尊重、とくに非差別の原則の尊重をもって実施されることを保障するよう要請し、この関係において、すべての加盟国に総会決議 60/288 と 62/272 の関連する条項を実施するよう促し、
68. 印刷、視聴覚メディアあるいは電子メディアあるいはその他の手段の使用を伴っているか、あるいは様々な情報源から出ているかには関係なく、人種的および宗教的コミュニティと人種的および宗教的マイノリティに属する人びとを標的にし、深刻な影響を及ぼしている憎悪扇動行為の近年の増加に懸念を表明し、
69. 市民的および政治的権利に関する国際規約第 20 条に規定されているように、差別、敵意あるいは暴力の扇動をなすような民族的、人種的あるいは宗教的憎悪のあらゆる提唱を全面的かつ効果的に禁止し、必要なすべての法律、政策および司法手段を通してそれを実施することを固く決意し、
70. 国家に、社会の政治的、経済的、社会的および文化的領域へのアフリカ系およびアジア系子孫、先住民族および民族的、種族的、宗教的および言語的マイノリティに属する人びとのより大きくより意味のある参加の機会を阻む障壁をなくし、そのアクセスを広げるための措置を増強するよう促し、女性の状況への特別な注意、とりわけ労働市場および収入・雇用創出プログラムへの実践的な包含に特別な注意

を向けるよう促し、

- 7 1 . 国家に、先住民族の若者およびアフリカ系の若者がとりわけ大都市周辺で受ける暴力に取り組むときに社会的な人権の視点を取り入れ、社会資本を強化し、先住民族の若者およびアフリカ系の若者を支援して能力を構築することに焦点を絞るよう促し、
- 7 2 . 国家に、是正措置あるいは肯定的措置などの特別措置、並びに医療、公衆保健、教育、雇用、電気、飲料水および環境管理における新規投資をアフリカ系および先住民族のコミュニティに向けるよう促し、
- 7 3 . 被害者の保護に関して積極的影響をもつ先住民族の権利に関する国連宣言の採択を歓迎し、この関係において、国家に、差別なく国際人権文書に従って先住民族の権利の実施に必要なすべての措置をとるよう促し、
- 7 4 . すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約の効力発生を歓迎し、入国の法的地位に関係なくすべての移民の人権保護のための取り組みを打ち立てるよう促し、
- 7 5 . 国境入国地区で、とりわけ移民、難民および庇護希望者に対する人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容の発現を防止するよう促し、この関係において、国家に、法執行、入国管理および国境職員、検事、公務員が人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容に敏感になるよう研修プログラムを設計して実施するよう奨励し、
- 7 6 . 国家に、移民、難民および庇護希望者の外国人嫌悪的な暴力、殺害および標的化につながっている外国人嫌悪的な態度の執拗さと、政治家、法執行職員、入国管理職員およびメディアなどによる市民権のない人びとへの否定的なステレオタイプ化を根絶する措置をとるよう促し、
- 7 7 . 国家に、移民の人権を充分考慮に入れながら、移民に関する国際対話を強化し、送り出し、通過、行き先の国々の間での本物のパートナーシップを育成し、移民管理と開発促進の間の相乗効果の可能性をすべて探ることで、包括的で均衡のとれたアプローチを採用するよう促し、
- 7 8 . すべての差別的な政策と慣行を撤廃する目的で、入国管理政策が国際人権義務と矛盾していないかを見直して、必要ならば変更するよう、すべての国家に改めて求め、
- 7 9 . 入国の法的地位には関係なく、とりわけ女性を中心に、移住家事労働者を保護する法律の採択と施行がまだなされていない国家には、そのような文書が移住労働者を処罰するようにならないことを強調しながら、そうするよう促し、雇用主に対する苦情を持ち込める透明性の高いメカニズムへのアクセスを家事サービスにつく移住労働者に認めるよう促す、そして、国家に虐待を含めすべての乱用を即時調査して処罰するよう求め、
- 8 0 . 世界各地における難民および国内避難民の状況に向けた、財政支援も含む国内、地域および国際レベルの対応と政策は、国際法で禁止されているあらゆる形態の差別に導かれるべきではないことを繰り返し、国際社会に、難民の保護と援助のニーズを満たすような具体的行動を取り、彼らの苦境を緩和して持続性のある解決策を見出すことを目指したプロジェクトおよびプログラムに惜しみなく貢献するよう促し、
- 8 1 . 国家に、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容と闘い、国内避難民の人権を保護するための取り組みを強化し、その義務を履行するために包括的で権利ベースの戦略を使い、国内避難民に保護、援助および特化された公的ケアを提供するよう促し、さらに国家に、国内避難民のために、彼らの安全な帰還、尊厳ある状況の中での再定住あるいは再統合、そして彼ら自身の意思の尊重を含む永続的な解決策を模索するよう促し、
- 8 2 . 民族的あるいは種族的、文化的、宗教的および言語的マイノリティの存在とアイデンティティは保護されるべきであり、これらマイノリティに所属する人びとは平等に扱われ、いかなる種類の差別もなく、人権と基本的自由を享有すべきであることを支持し、
- 8 3 . 国家に、恣意的に国籍を奪うような差別的措置、とりわけ個人を無国籍にするような措置や、そのよ

うな法律を施行あるいは維持することを止めるよう促し、

- 84 . ロマ、ジプシー、スインティ、トラベラーに対する人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容の執拗さと、これらコミュニティに影響を及ぼす暴力を深い懸念をもって認識し、国家に、これら惨事を防ぎ、闘い、根絶する具体的措置をとり、被害者に公正で効果的な救済と特別な保護へのアクセスを提供するよう促し、
- 85 . 複合的あるいは悪化した形態の差別の事例が増加していることに懸念をもって留意し、そのような差別は人権の享有に影響を与え、具体的な標的や脆弱性につながりうることを繰り返し述べ、国家に、複合的あるいは悪化した形態の差別を根絶するためのプログラムあるいは措置を、とりわけこれら現象に対処するために刑法あるいは民法を採択あるいは改善することを通して、採用あるいは強化するよう促し、
- 86 . 人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容をもとにした女性および少女に対する差別の執拗性に懸念を表明し、DDPA に沿って、女性と少女に対するそのような差別を特定して、評価して、モニターして、撤廃するための系統的で一貫したアプローチの開発を優先させることで、そうした差別根絶の緊急の必要性を強く主張し、
- 87 . 複合差別の文脈において、女性に対するあらゆる形態の暴力と子どもに対する暴力を法律で処罰できる刑事犯罪として扱う必要性のみならず、公正で効果的な救済へのアクセスを提供する義務と、内科的および心理学的援助および効果的カウンセリングを含み、被害者への専門的援助とリハビリテーション提供の重要性について強く主張し、
- 88 . 国家に対して、優先事項として、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容と闘うすべてのプログラムと行動計画に、ジェンダーの視点を取り入れるための政策、プログラムおよび具体的措置をどの範囲まで採用して実施したかを見直すよう求め、関連する条約機関への報告にそうしたプログラムや行動計画の有効性の評価を含めるように要請し、
- 89 . すべての子どもは暴力を受けやすいが、一部の子どもたちは、ジェンダー、人種、種族的出身、身体的あるいは精神的な能力、社会的地位などを理由に被害を受けやすいことを認め、この関係において、国家に同伴者のいない移民および難民の子どもたちの特別なニーズに答え、子どもの性的搾取をなくすよう求め、
- 90 . 奴隷制、奴隷制に似た慣行、現代的形態の奴隷制、債務奴隷、性的搾取あるいは労働搾取の被害者は、とりわけ人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容にさらされていること、そして、女性たちと少女たちはしばしば複合的な差別、被害および暴力を受けていることを認め、この点において、これら慣行を一挙にすべて根絶するつもりならば、現代的形態のおよび現代的発現の奴隷制は異なる利害関係者により調査され、より大きな注目と優先性を与える必要があることを強く主張し、
- 91 . 国家に、人間の命を危険にさらし、債務奴隷、児童ポルノ、性的搾取および強制労働などさまざまな形態の奴隷制と搾取につながる慣行を考慮に入れながら、あらゆる形態の人身売買、とりわけ女性と子どもおよびその他の被害を受けやすい集団の人身売買を撤廃するために、人権の視点をとり入れた、特にジェンダーと年齢を考慮に入れた、法律を制定して実施し、国内、地域および世界行動計画を立案して、施行して、強化するよう促し、
- 92 . 国家に、女性と子どもを中心に人身売買に関する二国間、小地域、地域および国際レベルの協力を強化し、特に女性と子どもの人身売買に関する特別報告者と、被害者に援助を提供している非政府系組織の活動を促進するよう促し、
- 93 . 人身売買の被害が発生する国家に、被害者の人権を充分尊重しながら保護と援助を保障し、HIV/AIDS に関連するものも含め適切な身体的および精神的ケアとサービスへのアクセスと、シェルター、法律扶助および電話相談を提供することで、人身売買の被害者のリハビリテーションを積極的に促進し、彼女たちが出身国へ安全かつ尊厳をもって帰国できるよう促進し、

- 94 . HIV/AIDS の防止と治療を強化し、HIV/AIDS と共に生きる人びとに対する複合差別をなくす政策とプログラムの採用が進展していることに留意し、国家に、支払可能な料金での薬剤資料を含み、HIV/AIDS、マラリア、結核およびその他のパンデミックの防止、診断および治療に必要とされるすべての医療サービスへの普遍的で効果的なアクセスを保障するよう勧告し、
- 95 . 障害者権利条約と選択議定書の発効を歓迎し、国家に、複合差別あるいは悪化した形態の差別を受けやすい障害をもつ人びとが直面している困難な状況に効果的に取り組むよう促し、
- 96 . 国家に、ダーバン宣言と行動計画のパラグラフ78で述べられているすべての文書に署名して批准する、あるいは加入することを検討するよう促し、
- 97 . 国家に、以下を含み、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容に反対する世界会議後に採択されたすべての文書に署名して批准するあるいは加入することを検討するよう促し、
- (a) 障害者権利条約と選択議定書
 - (b) 経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約の選択議定書
 - (c) 文化的表現の多様性の保護と促進に関する条約
- 98 . 国家に、人種主義的あるいは外国人嫌悪の動機による犯罪の不処罰を適切な法律を採択することにより根絶し、さらには人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容を作りだすあるいは永続させる法律や規則を改正、破棄あるいは無効にすることで根絶するよう促し、
- 99 . 国家に、その人権義務にしたがって、一つの人種あるいは一つのカラーあるいは種族的出身をもつ人びとの集団の優越性の思想あるいは理論を根拠にする組織、あるいは民族的、人種のおよび宗教的憎悪とあらゆる形態の差別を正当化あるいは促進させようとする組織のすべては非合法であると宣言して禁止し、そのような差別の扇動あるいは行為のすべてを根絶するための積極的な措置を迅速に採択するよう促し、
- 100 . 国家に、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容の被害者を含み、その司法権内にあるすべての人が不正の確認と、被った損害に対する公正、公平で適切な補償あるいは賠償を求めることができるよう、司法ならびに適切な国家機関と機構へのアクセスを享有できることを保障するよう促し、内科的および精神的支援を含み、被害者への専門的援助と必要なカウンセリングを提供することの重要性を強く主張し、司法に訴える手段やその他既存の法的救済の意識高揚の必要性とこれらの容易かつ簡単な利用可能性を高める必要性に注目し、
- 101 . 国家に、とりわけ法執行職員が犯す人種主義と人種差別の行為の調査は、中立、タイムリーで徹底的な方法で実施されること、責任者は法律にしたがって裁かれること、そして被害者は被害に対して迅速で、公正で適切な賠償あるいは補償をうけられることを保障するよう求め、
- 102 . 国家に、人種、種族あるいは宗教を含み国際法が禁止している差別の根拠を理由にしたプロファイリングに頼ることをせず、それらを法律によって禁止するよう求め、
- 103 . 国家に、信頼される分解統計数字を収集、蓄積、分析、流布、公表するメカニズムが確立されていなければ確立させ、ダーバン宣言と行動計画にしたがって、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容のすべての被害者の状況を定期的に評価するのに必要なその他すべての関連する措置を実行していなければ実行するよう勧告し、
- 104 . 国家に、プライバシーの権利と自己の同定の原則を守りながら、機会均等と非差別の指標を含むデータの収集システムを構築し、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容をなくす政策策定と行動の評価と指導ができるようにし、適切ならば高等弁務官事務所の援助要請を検討するよう勧告し、
- 105 . 国家に、差別なくすべての人に基本的社会サービスへのアクセスが促進できる国内プログラムを確立させるよう促し、
- 106 . 人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容の根絶は、平等と差別撤廃の促進を目指

すだけではなく、種族、文化および宗教コミュニティ間の相互作用、社会的調和と統合、寛容の尊重、そして多様性の促進を目指すべきであることを再確認し、

- 1 0 7 . 国家に、人権教育のための世界プログラムの行動計画に沿って、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容と闘うため、国内人権機関、非政府組織およびその他の関連する利害関係者を巻き込みながら、人権教育、研修活動および情報公開に向けた国内能力を開発するよう奨励し、
- 1 0 8 . すべての国家および関連する国際組織に、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容に反撃するために、多様な文化と文明間の相互理解を強化することを目指した文化的で教育的なプログラムを開始して発展させるよう奨励し、
- 1 0 9 . 国家に、特に地方および草の根レベルをはじめ、すべてのレベルで文化間、宗教間の対話と協力の促進を通して文化的権利を実施するよう求め、
- 1 1 0 . 国家に、政党が、各政党内および組織内のあらゆるレベルで、民族的 / 種族的、宗教的および言語的マイノリティの公正な代表に向けて努力をし、その政治および法システムがそれぞれの社会の多文化的多様性を反映するよう保障し、社会の特定分野の差別、周縁化および排除を避けるためにより参加型で民主的な制度を開発するよう促し、
- 1 1 1 . 国家に、民主的制度を改善し、参加を高め、社会の特定分野の差別、周縁化および排除を避けるよう促し、
- 1 1 2 . 議会に、反差別法を含み法制度を強化する目的で、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容の問題に定期的に取り組み、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容と闘う政策を強化するよう奨励し、
- 1 1 3 . 国家に、是正あるいは積極的措置、戦略あるいは行動などの特別措置を含む戦略、計画および政策を採用し、政治、司法および行政制度へのアクセスの強化などを通じて、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容の被害者の市民的、文化的、経済的、政治的および社会的権利を完全に実現し、彼 / 彼女たちが住む社会のすべての生活圏においてより大きな参加の機会を充分与えるよう奨励し、
- 1 1 4 . 人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容と闘う国内行動計画を策定して実施していない国家のすべてに、とりわけ国内人権機関と市民社会を含み、関連する利害関係者と協議をしながら、そうした計画を練り上げて実施を監視するように促し、
- 1 1 5 . 国家に、ダーバン宣言と行動計画のパラグラフ 9 0 を実施するときに、国内人権機関が人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容に関する中心点となっていること、そして被害者への効果的な救済に寄与できる能力を有していることを保障するよう求め、
- 1 1 6 . 国家に、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容を根絶する公共政策の実施のために専門機関やメカニズムを設立、整備していなければそうするように求め、研究、調査、教育および一般市民の意識高揚活動をおこなえる財政的資源と能力と容量をもって、人種平等を促進するよう求め、
- 1 1 7 . すべての国家に、特に人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容に反対して活動をしている人権擁護家を保護し、国際人権基準や規準と矛盾して彼 / 彼女たちの効果的な働きを妨害するような障壁を撤廃し、彼 / 彼女たちが人権の促進と保護のために自由に活動ができるようにするよう要請し、
- 1 1 8 . 国家に、市民社会組織、とりわけ、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容に関して活動をしている組織に、その活動を強化できるよう、資金を提供し、適切ならば提供している資金を増加するよう求め、
- 1 1 9 . 苦情処理メカニズムを含み、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容に対する闘いにおいて地域および小地域、機関およびイニチアチブが果たしている貴重な役割を認識し、これら問題を防止し、闘い、根絶するための措置の有効性を調べる地域メカニズムを設置あるいは強化するよう

奨励し、

- 1 2 0 . 国家、地域および国際組織に、住宅、教育、保健、雇用およびそれらへのアクセスにおける差別あるいはその他の人権問題などに関連して、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容の被害者からの苦情をうけつける独立した機関がまだ存在していなければ設置するように勧告し、
- 1 2 1 . とりわけ、ダーバン行動計画パラグラフ 1 4 4 で規定されている目標の達成をめざして自発的な行動倫理を作ったメディア組織を称え、メディアの独立性と国際人権基準・規範を考慮に入れながら、この課題に関する意見交換と最も優れた事例の共有のために、人権高等弁務官事務所の援助をえて、国内、地域および国際レベルにおける適切な協会および組織を通じたメディア従事者間の協議を奨励し、
- 1 2 2 . 人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容と闘い、防止し、根絶するために、DDPA に特定された目標の達成に向けた国際協力の強化の重要性を再び強調し、
- 1 2 3 . 国家に、人権理事会の普遍的定期審査のメカニズムに提出される国内報告に、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容を防止して根絶するための措置に関する情報を含めるよう奨励し、
- 1 2 4 . 人権理事会に DDPA のフォローアップメカニズムの有効性を強化し、これらメカニズムの機能の相乗効果と補完性をさらに高めるために必要な措置を検討するよう要請する。この点において、人権理事会に、人権理事会が適切と思うならばそれら機能の再構築あるいは再編成の手段を含み、関連するマンデート内において、あらゆるレベルでより大きな同時発生と調整を実現させ、合同の協議と会合を実現させることを目指して、フォローアップメカニズム間の連絡とそれらメカニズムへの注意集中を強化するよう勧告し、
- 1 2 5 . 国際補完基準精緻化に関する特別委員会が第一回の会合を開催し、ダーバン行動計画のパラグラフ 1 9 9 の完全実施を目指したロードマップに合意したことに留意し、
- 1 2 6 . 人権理事会、特別手続きとメカニズム、さらには関連条約機関にそれぞれのマンデートの範囲内において、ダーバン宣言と行動計画およびレビュー会議の成果を充分考慮に入れるように求め、
- 1 2 7 . 人権理事会に草の根レベルも含みすべての利害関係者の参加の強化をもって、異なる文化間および宗教間の対話促進を続けるように要請し、
- 1 2 8 . すべての国際スポーツ機関に、それぞれの国内、地域および国際連盟を通して、スポーツの世界における人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容からの自由を促進するよう促し、
- 1 2 9 . 国際サッカー連盟(FIFA) に、2 0 1 0 年南アフリカで開催されるサッカーの世界カップに関連して、サッカーにおける非人種主義に関する具体的なテーマを導入するよう求め、人権高等弁務官にダーバンレビュー会議の事務局長の資格をもって、この要請を連盟に伝え、その他適切な国際スポーツ機関にもスポーツにおける人種主義の問題に注意を促すよう要請し、
- 1 3 0 . 人権高等弁務官に、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容に対する闘いと関連するメカニズムと機関の認識を、人権高等弁務官事務所の適切な活動およびプログラムを通して、さらに高めるように求め、
- 1 3 1 . 人権高等弁務官事務所に、条約機関の機能強化のための全体的な努力の一環として、人種差別撤廃委員会の活動への認識と支援を高める努力を継続する呼びかけを繰り返し、
- 1 3 2 . 人権高等弁務官事務所に、DDPA の実施をモニターする人権理事会のメカニズムへの支援の提供を継続するよう奨励し、
- 1 3 3 . 人権高等弁務官に DDPA において人権高等弁務官事務所に与えられたマンデートの完全で効果的な実施を継続するよう要請し、
- 1 3 4 . 補完基準特別委員会へのマンデートへの先入観なしに、市民的および政治的権利に関する国際規約第 2 0 条に規定されているように扇動の禁止の実施レベルを評価するために、全世界の地域レベルの利害関係者と協力して、市民的および政治的権利に関する国際規約第 1 9 条と 2 0 条のつながりに関する高等弁務官事務所専門家セミナーを踏まえ、憎悪扇動の概念に関して世界の異なる地域における立法傾向、

司法慣行および国内政策をより理解するための連続専門家ワークショップを開催するという提案に留意し、

- 1 3 5 . 人権高等弁務官事務所に、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容との闘いを扱っている国際および地域機関との協働を強化するよう奨励し、
- 1 3 6 . 国連システム全体に人権を主流化させる中にダーバン宣言と行動計画の実施を取り入れるという人権高等弁務官の提案を歓迎し、この点において、機関間のタスクフォースによる作業レベルにおいてフォローアップできるよう、高等弁務官のマンデート全体を適正に配慮しながら、その実施を国連パートナーとのハイレベル協議における常設アジェンダとするという計画に謝意をもって留意し、
- 1 3 7 . 関連する国連機関と専門機関が、DDPA の実施の主流化の枠内で、その効果的な実施の強化のために技術協力を提供する必要性を強調し、その流れにおいて、国家に、ダーバン行動計画に実効性をもたせるよう、国内政策の枠組み、行政の構造および実践的な措置を設立あるいは改善するための援助を求めよう促し、
- 1 3 8 . 事務総長に、各国からの要請をうけた上での技術供与による人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容の防止、闘い、根絶のための国内の力を高めるために、高等弁務官事務所の反差別ユニットを強化することを含み、人権高等弁務官事務所がダーバン宣言と行動計画の実施を継続し、レビュー会議の成果を全面的に実施できるよう適切に必要な資源を提供するよう要請し、
- 1 3 9 . 加盟国に、国内、地域および国際レベルでの DDPA の効果的实施を保障するために、人権高等弁務官事務所への任意寄金を増加するよう奨励し、
- 1 4 0 . 人権高等弁務官事務所に、パリ原則に従った国内人権機関の設置あるいは強化のプロセスや、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容に反対する国内行動計画の実施において、国家の要請があれば支援を継続するよう呼びかけ、
- 1 4 1 . 加盟国に、アフリカ系子孫、発展途上国とりわけ最も発展が遅れている国の代表、NGO、そして専門家が、DDPA の効果的实施に関する政府間作業部会の活動に参加できるよう、人種主義および人種差別と闘う 10 年のプログラムのための信託基金に寄金を行うよう呼びかけ、
- 1 4 2 . 国連教育科学文化機関(UNESCO)の重要な役割を歓迎し、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容に反対する都市連合の取り組みと、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容をなくすための統合的な方策を通して、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容に反対する市当局および地方自治体を動員することを目指したその活動を追及するよう奨励し、
- 1 4 3 . 国連システム、とりわけ事務局の広報部に、ダーバン宣言と行動計画およびそのフォローアップメカニズムのメッセージの認知度を強化するために効果的なメディア作戦をとるよう呼びかける。

(仮訳：反差別国際運動日本委員会)

* 本文書は2009年4月20日から4月24日にかけてスイス、ジュネーブで開催されたダーバンレビュー会議で採択された文書の日本語訳である。



反差別国際運動 (IMADR)

〒106-0032 東京都港区六本木 3-5-11

Tel: 03-3586-7447 Fax: 03-3586-7462

Email: imadris@imadr.org

Website: www.imadr.org

発行：2009年7月21日